

(案)

東京都スポーツ推進総合計画（仮称）について

(東京都スポーツ振興審議会答申)

平成 30 年 1 月

東京都スポーツ振興審議会（第 26 期）

東京都スポーツ振興審議会（第26期）（以下「本審議会」という。）は、平成28年12月26日、東京都知事から「新たな東京都スポーツ推進計画に関する調査審議等について」諮問を受けた。その内容は「若者もシニアも、障害のある方もない方も、都民の誰もがスポーツに親しみ、いきいきと生活する（中略）スポーツ都市東京の実現」とともに、「局を横断した全庁的な取組を明らか」にするものである。これを踏まえ、本審議会ではこれまで8回に渡り調査審議を行い、答申策定を行ってきた。

東京都は、平成24年3月に、国・都道府県で初となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定するとともに、平成25年3月には、これまでの「東京都スポーツ振興基本計画」を改定した「東京都スポーツ推進計画」を公表し、様々な先駆的な施策を展開してきた。今回、東京都が策定する「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）」（以下「総合計画」という。）は、現行の二つの計画を一本化し、同じ理念の下に展開していくという、今後の東京都のスポーツ行政の大方向を示そうというものである。

新たな計画を、実効性のあるものとしていくためには、最近の障害者スポーツを取り巻く環境変化、すなわち都民の認知度向上や、ダイバーシティ推進への意識の高まり等を踏まえ、すべてのスポーツ振興において、障害のある人への配慮を常に念頭に置いて取り組んでいかなければならない。また、諮問の趣旨である「スポーツ都市東京」を実現するためには、ラグビーワールドカップ²⁰¹⁹™や東京2020大会の開催を踏まえ、大会の有形無形のレガシーを最大限活用し、都のスポーツ振興を大きく飛躍させていくこと、そして平成32（2020）年の更なる先をしっかりと見据えていくことが必要である。

本審議会では、このような考え方のもと、スポーツ都市東京の実現のためには、スポーツの価値を踏まえ、まずは、スポーツによって実現する東京の将来像を明らかにすることを求め、後述の政策目標として取りまとめられた。またあわせて、この実現に向けた指標や指針等についても調査審議を行い、スポーツ分野だけでなく、教育や産業、都市づくり等の分野から多くの議論を行い、様々な局の具体的な取組についても言及した。

この答申では、東京都が策定する総合計画に対し、最終的な意見を申し述べるものである。

1 スポーツの意義について

スポーツを振興していくにあたって最も重要なことは、スポーツの価値（総合計画では「スポーツの力」としている。）をすべての都民に正しく認識してもらうことである。

スポーツの価値には、スポーツが身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすものであるということがある（内在的価値）。こうしたスポーツの内在的価値を認識してもらうことが、スポーツへの意欲を駆り立て、スポーツを

継続することに繋がる。しかし現実には、スポーツが嫌いな人からスポーツを日課としている人まで、人によってスポーツへの興味・関心が異なるように、スポーツの内在的価値への認識・理解にも違いがあり、このことがスポーツ振興の課題ともなっている。

一方、スポーツの価値には、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、地域・経済の活性化、我が国の国際的地位の向上など、多様な効果をもたらすものであるということもある（外在的価値）。こうした外在的価値は、社会が直面する課題の解決に寄与するものもある。

総合計画では、外在的価値の観点から3つの政策目標を設定しているが、施策展開に当たっては、行動変容ステージモデル（Transtheoretical Model）を用い、各ステージに応じた施策を展開することで、スポーツの外在的価値と内在的価値を使い分けながら、スポーツ都市東京の実現のため、内在的価値の認識向上にも取り組むものとなっている。こうした考え方方が明確にされることとは、国のスポーツ基本計画にはない独自のものであり、今後の東京都のスポーツ振興の取組に大いに期待が寄せられる。

2 基本理念・目標等について

総合計画に掲げた3つの政策目標は、健康長寿の達成、共生社会の実現、地域・経済の活性化であり、いずれも都民生活に直結する重要な課題であるとともに、スポーツがその課題解決に大いに貢献しうるものである。また、これらの方向性は、いずれもスポーツ振興審議会（第25期）において取りまとめられた意見を踏まえたものもある。

基本理念に掲げられたスポーツ実施率70%の達成と、政策目標に付随する9つの達成指標は、スポーツ都市東京の実現に向けた進捗状況を計るものとなる。このため、東京都が実施する個々のスポーツ振興施策を実施することによって生じる成果（Outputs）を最終の目標値とするのではなく、東京都のスポーツ振興の取組全体を通じて生じる効果（Outcomes）を指標としていることは評価に値する。そしてこの進捗状況は、客観的データから適切に把握できるものでなければならない。設定された達成指標等は、様々な調査からその推移を追跡できるものであり、東京都の取組を的確に評価することができるものであると考えられる。

具体的な数値については、現状では達成が困難であると考えられる程に高く設定しているものもある。しかし、東京2020大会は、都民のスポーツへ気運が最高潮に達することが想定されるスポーツ界最大のイベントである。開催都市である東京都には、高い目標を掲げ、これを達成し、日本全国を牽引していくことが期待されている。そして、2020年以降もこの気運を確実に維持していくことが求められている。このような認識のもと、東京都の決意が込められた数値であるとして評価する。

3 政策目標1 「スポーツを通じた健康長寿の達成」について

2015年の東京都の人口に占める老人人口の割合（高齢化率）は22.7%に達している。今後、高齢化率は更に高まり、2060年には3人に1人以上が65歳以上になると想定されている。このような超高齢社会にあっては、スポーツで日常的に体を動かすことにより、健康を維持増進していくことが何よりも重要であり、65歳以上の高齢者はもとより、若年期からスポーツをする習慣を身に付けてもらうことが必要である。その一方で、スポーツへの関心が低い人が増加している懸念があり、スポーツがもたらす効果・効用を幅広く知つてもらうこと等により関心を高め、実施へ導き、習慣化に繋げていく積極的な施策展開が求められている。

スポーツ習慣の定着化に向けては、スポーツを実施する機会と場の創出、そしてスポーツをしようと思う気運の醸成が重要である。これまで行政が中心となってスポーツ振興の取組が進められてきたが、これからは産学公の連携、そして都民との連携も促進させ、様々な方面から取り組んでいかなければならない。スポーツを「する」観点だけでなく、「みる」、「支える」の観点からも積極的に施策を展開し、スポーツが都民生活の中に確実に定着するよう、取り組まれたい。

4 政策目標2 「スポーツを通じた共生社会の実現」について

東京2020大会は、世界中の国々からトップアスリートが集い、同じ条件のもと最高のパフォーマンスを繰り広げるスポーツの祭典である。東京2020大会は、国籍や性別、肌の色、言語、宗教、障害の有無等の垣根を越えて、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う共生社会を実現する絶好の機会となる可能性を秘めている。

障害のある人が日常生活及び社会生活で受ける制限には、様々な社会的障壁に起因するものも数多くある。パラリンピックの開催を通じてその障壁が解消されることが望まれており、そのためには、障害者スポーツの更なる振興を通じた障害者への理解促進が必要である。これまで東京都は全国に先駆け多様な取組を実施してきたが、今後もこれを継続・強化し、国や全国の自治体を牽引してもらいたい。

共生社会の実現に向けては、障害者スポーツ以外にも、高齢者や子供、女性等のスポーツ振興が必要である。様々な調査から高齢者のスポーツ実施率の低下や、スポーツ嫌いの子供の存在、20～30歳代女性のスポーツ離れ等の課題が明らかになっている。このような対象を限定したスポーツ振興の取組はこれまでにあまりなく、解決の道筋が未だ見えてこないものであるが、政策指針にこの課題を掲げ、正面から向き合う姿勢は評価できる。具

体的施策については今後検討が必要であるが、都民や有識者等の意見を踏まえながら、この課題に積極的に取り組んでもらいたい。

5 政策目標3 「スポーツを通じた地域・経済の活性化」について

東京都においては、高齢化の一層の進行だけでなく、高齢者の単独世帯の増加が予想されている。このような社会にあっては、スポーツを通じて更なるコミュニティ形成を図り、これを維持していくことの重要性が一層高まっていくものである。スポーツの裾野拡大により、スポーツに参加する人を増やしていくだけでなく、自ら積極的にスポーツに参画してもらうよう、「する・みる・支える」の観点から重層的に施策展開を図っていくことが重要である。

東京2020大会の開催を控え、スポーツ産業の市場拡大が期待されている。スポーツ産業の拡大は、地域に人を呼び込むとともに、新たなビジネスを創出するなど、地域や経済を大いに活性化させるものである。スポーツを発展させていくためには、スポーツで収益をあげ、これをスポーツに還元するという好循環を構築していくことが重要である。

平成32（2020）年に向けて都民のスポーツ気運が高まりを見せており、こうした時機を逸することなく、総合計画に掲げられた取組を着実に推進するとともに、社会経済状況の変化を捉え、必要に応じて新たな施策の展開等についても検討されたい。

6 計画の着実な推進と進行管理について

総合計画は、東京都のスポーツに関する全体的な計画であり、オリンピック・パラリンピック準備局だけでなく、全庁を挙げて取り組むことが必要である。総合計画に様々な局の取組等が記載されたことは評価できるが、各局で個々に取組を行うのではなく、相互に連携を図ることで実効性・効率性をより向上させていくことが重要である。

また、スポーツ都市東京の実現に向けては、総合計画にも記載のとおり、行政だけではなく、都民や関係団体、企業等との多様な連携が不可欠である。それぞれの主体が、総合計画の基本理念とスポーツ振興の課題等の認識を共有すること必要があり、そのためには、総合計画を幅広く認識・理解してもらうための広報活動が大変重要となる。広報誌等のマスメディアはもとより、多くの若者が利用しているSNS等のソーシャルメディアを活用した積極的なPRを期待する。

総合計画のP D C Aサイクルを確立していくためには、C（評価）とA（改善）が特に

重要である。客観的なデータを基に検証を行っていくためには、定期的に都民の意見等を把握していく必要がある。総合計画では達成指標として、これまでにない新たな目標が設定されている。指標には、達成が難しいと思われるものもあるが、都民や企業、関係団体の意見等を踏まえ、現在の取組が有効であるのか、何が不足しているのか等を検討するためには大変有効である。その上で、新たな取組等を積極的に展開していただきたい。

更に、そのような具体的な取組を着実に推進していくためには、計画期間全体を見据えながらも、短期の取組内容を明らかにしていくことが効果的である。年度ごとの施策や目標等をできるだけ具体的に設定しながら、スポーツ都市東京の実現に向けた取組を推進していただきたい。

【参考】審議会委員からの個別意見

政策目標1 スポーツを通じた健康長寿の達成

- スポーツイベントを開催に当たっては、これまでスポーツを実施していない人への訴求効果を検討することが必要。スポーツ実施率の向上に向け、女性や若年者、幼児・子供など、ターゲットを見据えたイベント内容の見直しも検討されたい。
- スポーツの場の創出については、公立スポーツ施設の開館時間等の見直しとともに、公園や学校施設等の公的施設をスポーツの場として活用していくことや、企業・大学等が有する施設等を活用できる仕組みの構築についても、検討されたい。
- 東京 2020 大会のボランティアが一過性のもので終わることなく社会文化システムとして定着するよう、海外の様々な事例を参考としながら一層の検討を進められたい。
- アスリートが競技生活を引退した後も、その知識や経験を生かして活躍ができるよう取組を検討されたい。

政策目標2 スポーツを通じた共生社会の実現

- 東京都の障害者スポーツ振興には、全国の範となる先鋭的な取組も多く、こうした内容を調べやすくなるよう、記載については更なる工夫を期待したい。
- 体力や身体能力等に応じてスポーツを楽しむためには、ローカルルールや道具等を個々に応じて「つくる」という柔軟な視点も重要。障害者スポーツや高齢者スポーツの振興にあたっては、こうした視点も持って新たな取組を検討されたい。
- スポーツ実施率の低い 20~30 歳代女性に対しては、その価値観やライフスタイルに合わせたスポーツへの動機づけが重要。美容効果やファッショニ性等を考慮した効果的な施策を検討し、2020 年以降もスポーツ実施率の更なる向上に向けて努力されたい。
- スポーツが好きな幼児・子供を増やしていくためには、身体を動かすというスポーツ本来の楽しみを知ってもらうことが必要である。行政だけでなく、幼稚園や保育所、認定こども園等とも連携し、効果的な施策を検討されたい。

政策目標3 スポーツを通じた地域・経済の活性化

- 地域の子供たちのスポーツ環境を一層充実させるためには、地域スポーツクラブの活動の充実が必要。学校体育施設を活動の拠点とするクラブにあっては、学校の運動部活動との連携が求められており、東京都においても新たな取組を検討されたい。
- 地域におけるスポーツ活動を活性化させるためには、スポーツに関心のない地域住民へのアプローチが必要。スポーツ・レクリエーション指導者等のスポーツの裾野を広げることができる人材の育成とともに、積極的な活用についても検討されたい。
- 企業等におけるスポーツ気運の醸成に当たっては、健康経営の考え方を普及・浸透させることが重要。企業等と連携した取組を、より一層推進されたい。
- 近年、エレクトロニック・スポーツ（e スポーツ）の大会が世界各地で開催されている。e スポーツを行政によるスポーツ振興施策の対象とすることの適否については、更なる議論が必要であるが、新たな動きとして今後も注視されたい。

【参考】東京都スポーツ振興審議会（第26期）委員

役 職	氏 名	現職（平成30年1月1日現在）
会 長	野川 春夫	順天堂大学スポーツ健康科学研究科特任教授
副会長	並木 一夫	(公財) 東京都体育協会理事長
委 員	岡田眞由美	(一社) 東京都スポーツ推進委員協議会副会長
委 員	大日方邦子	(一社) 日本パラリンピアンズ協会副会長
委 員	けいの信一	東京都議会議員
委 員	後藤 忠治	東京商工会議所健康づくり・スポーツ振興委員会委員長（セントラルスポーツ（株）代表取締役会長）
委 員	坂本 義次	東京都町村会（檜原村長）
委 員	白戸 太朗	東京都議会議員
委 員	鈴木 弘	東京私立中学高等学校協会広報部長（香蘭女学校中等科・高等科校長）
委 員	高野 律雄	東京都市長会（府中市長）
委 員	中野 英則	(公社) 東京都障害者スポーツ協会会长
委 員	藤田 紀昭	日本福祉大学スポーツ科学部学部長
委 員	舟坂ちかお	東京都議会議員
委 員	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
委 員	松尾 哲矢	(公財) 日本レクリエーション協会理事（立教大学コミュニティ福祉学部教授）
委 員	間野 義之	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
委 員	水村真由美	お茶の水女子大学教授
委 員	宮地 元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所身体活動研究部長
委 員	山崎 孝明	特別区長会（江東区長）
委 員	ヨコ・セッターランド	スポーツキャスター、(公財) 日本体育協会理事